

平成25年(ワ)第443号 退職金請求事件
原告 豊島 耕一 外1名
被告 国立大学法人佐賀大学

証 拠 説 明 書

平成27年10月9日

佐賀地方裁判所 民事部 合議1係 御中

被告訴訟代理人弁護士 青山 隆徳



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
66	平成26事業年度 財務諸表 写し	H27. 9. 30	被告	平成26年度 (H26. 4. 1～ H27. 3. 31) の被告の財務 状況。	
67	平成26事業年度 決算報告書 写し	同上	被告	同上	
68	平成26事業年度 事業報告書 写し	同上	被告	同上 被告の附属病院の再整備 事業にさらに予算が必要 となること。	

69	京都地方裁判所 平成27年5月 7日判決文（プ リントアウト）	写し	H27.5.7	京都地方 裁判所裁 判官 堀 内照実ほ か	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人（京都大 学）が国の要請に基づ き、給与を国家公務員の 給与水準と同率で減額す る就業規則の変更を行っ た事例につき、裁判所が 変更の合理性を認め有効 と認めたこと ・国家公務員の給与水準 の変更に伴い国立大学法 人の給与水準を変更する ことが、国立大学法人の 置かれている地位、他の 国立大学の対応、国立大 学法人法の規定に照ら し、高度の必要性があると 認定されたこと。 	
70	労働経済判例速 報66巻26号 (抄)	写し	H27.9.30	弁護士 神田遵	乙69号証の裁判例の評 積及び要約文	